

【令和3年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和3年6月17日 総務委員長 斎藤 伸志

- 「議案第82号 川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第83号 川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第84号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

- \* 本条例改正により廃止される雨水貯留浸透施設への特例の概要及び当該特例の適用事例について

現行の特例は、特定都市河川の流域において、雨水の浸透を阻害する1,000平方メートル以上の土地の改良を伴う開発について義務付けられている雨水貯留浸透施設の設置に関し、固定資産税を軽減する措置を講じたものであるが、今般の地方税法の改正に伴う本条例改正により、今後は、自主的に設置する雨水貯留浸透施設を軽減対象とするものである。なお、本市において、廃止する現行の特例が適用された事例はない。

- \* 自主的に設置される雨水貯留浸透施設への特例の周知について

市のホームページで広報するほか、事業局で行われる施設の設置に当たっての認定に際した案内に加え、償却資産を申告する納税者に対しては、毎年の申告書の送付に合わせて広報を行い、周知を図っていく。

- \* 多摩川が特定都市河川に指定された場合の影響について

現状では、特定都市河川に指定されている鶴見川及び鶴見川水系の河川に雨水を放流している流域が特例の対象となっている。今後、仮に多摩川が特定都市河川の指定を受けた場合、多摩川水系への雨水の放流を行う流域も特例の対象となるため、より広範囲に対象が拡大することとなる。

- \* 本条例改正により廃止される先端設備等に対する特例の適用件数及び金額について

本特例は、令和元年度分の固定資産税から適用され、令和元年度分は26件で約1,100万円、令和2年度分は54件で約2,000万円、令和3年度分は82件で約2,200万円である。なお、本特例は初年度から3年間、各年度の固定資産税を軽減するものであり、令和2年度以降の適用件数及び金額については、その年度に新規に適用したものと、前年度以前から特例が継続しているものとを合わせた件数及び金額となっている。

**\* 先端設備等に対する特例の廃止の経過について**

本特例は、国の「生産性革命・集中投資期間」として、当初は令和2年度末までの臨時的措置として講じられていたものであるが、その後、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援するため、適用期限が2年間延長されたものである。今般、地方税法の改正に伴い、令和5年3月31日までとされたことから、特例を廃止するものであるが、投資を計画している事業者等への周知期間を長く確保するため、今定例会に条例改正を提案したものである。

**\* 申告等の手続の期限延長に関する「理由がやんだ日」の確認方法について**

本条例改正は、市税の申告等の手続について、申告等をするのでできない「理由がやんだ日」から3か月まで延長することができるという内容に改正するものである。入院等が理由であれば、入院期間が記載された領収書等によって確認を行うこととなるが、本条例改正の趣旨は、個々の納税者の状況に応じた延長手続を可能とすることであるため、書類による確認がなされないケースであっても、納税者への聞き取り等の対応を行うことを想定している。

《意見》

\* 雨水貯留浸透施設への特例は風水害対策として重要な取組であるため、今後も効果的な広報を行ってほしい。

\* 申告等の手続の期限延長について、納税者により申告等をするのでできない理由は様々であるため、個々の状況に応じた対応を適切に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第103号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について」

《審査結果》

全会一致承認

○「議案第104号 川崎市新本庁舎復元棟新築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 極めて高い落札率である本契約の妥当性を含めた契約の詳細について**

本件は、技術的な工夫の余地が少ない案件であるため、入札に当たっては総合評価一般競争入札の簡易型を採用し、工程の妥当性及び施工上の配慮の2点の課題についての提案を受けた。この提案は、本市の考え方と合致しないことから加点はなかったものの、技術者の配置に関する加点や、より低い金額での入札により、小川組を相手方とした本議案の提出に至ったものである。また、落札率は高かったが、国土交通省の積算基準を準用した本市の積算基準にのっとり設計した範囲内での応札であったため、妥当性について問題はないものと認識している。

**\* 入札に参加した事業者数等について**

入札への参加申込は5者であったが、3者が辞退したため、応札に至ったのは

2者である。

\* 入札を辞退した事業者の辞退理由について

辞退に至った理由については、把握していない。

\* 本件を踏まえた今後の総合評価一般競争入札の在り方について

昨年実施した超高層棟の入札に当たっては、加点となる独自の技術提案があったが、本件入札においては、市内業者に限って発注を行ったことなどから、加点となる独自の技術提案がなかったこともやむを得ないものと考えている。今後においても、独自の技術提案等に対して評価、加点を行う総合評価方式については、一定の意義があるものと考えている。

\* ホームページで公表されている新本庁舎整備事業の概算事業費と本件の関係について

本件についても、公表されている約470億円の概算事業費に含まれている。

\* 地中熱空調による具体的な環境への効果について

地中熱空調は、復元棟の情報閲覧コーナーに設置するエアコンに活用する予定であるが、詳細な環境への効果等については把握していないため、確認を行う。

\* 議案の審査に臨む姿勢に係る考えについて

今後については事前に準備の上、適切に委員会に臨みたいと考えている。

\* 京浜急行大師線の地下化に対する本工事の影響について

大師線の地下化については、平成29年に中止の決定がなされたため、地下化により予定されていた線路上にも建替工事に関する杭は打たれている。今後、地下化の事業が再開した場合においても、基礎を補強しながら当該線路上の杭を抜くことが可能である。

《意見》

\* 全国的に入札の透明性、公平性については議論が行われている。本件については思い入れの強い市民もおり、関心が高いと思われるため、ホームページによる事業費の公表も含め、適切に情報公開を行ってほしい。

\* 議案の審査に際して適切な答弁がなされないことは、議案の審査に臨む姿勢としてふさわしくないと思われる。議案の審査に当たっては、質問される事項等について準備を行い、適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第106号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第107号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

\* 構成団体に変更が生じた理由及び専決処分に至った経過について

本件は、構成団体である「Incufirm株式会社」の子会社に当たる「株式会社ツクリエ」が、親会社を吸収合併したことにより生じたものである。グループ企業の効率的な組織再編を行うことを理由として、親会社より事業規模の大きい「株式会社ツクリエ」が、「Incufirm株式会社」の吸収合併に至ったものと聞いている。本来であれば、合併により法人格に変更が生じた際に、改めて指定管理者の指定に関する議決を受けなければならなかったが、認識不足に起因する事務ミスにより今般の専決処分の承認に至ったものであり、大変申し訳なく思っている。

**\* 指定管理者選定評価委員会における委員の出席状況について**

本委員会は常任委員2人、臨時委員3人の計5人の委員で構成されているが、当日の都合が合わないことから、2人の委員が欠席となった。

**\* 委員がそろわない中で選定評価委員会を開催した理由について**

本来は全委員出席の下で委員会を開催すべきであったが、4月1日付けの年度協定締結に合わせるため、やむを得ず当該日に委員会を開催したものである。

**\* 選定評価委員会における詳細な議論内容等について**

本委員会は、3月26日の午後4時から5時20分まで開催された。初めに、かわさき新産業創造センターの管理運営に関する現指定期間の総括評価を行い、その後、同センターの次期指定管理予定者の審査等を行った。委員からは、主に構成団体の一部変更による同一性の担保に関する協議が行われ、協議の後、同一性は担保されているとの判断に至った。

**\* 構成団体の同一性等が担保されているとの判断に至った理由について**

民間活用調整委員会及び指定管理者選定評価委員会の中で、業務目的であるオープンイノベーション業務を担う人員及びサービス内容に変更がないことが確認され、公認会計士による合併前後の財務状況分析においても問題がないと判断されたことから、次期指定管理予定者として適当であるとの結論を得たものである。

《意見》

\* 指定管理議案は、通常、指定管理者選定評価委員会における専門家の議論を通じて質及び財務上の担保等が得られた上で、議会に提出されるものであるが、本件は2人の委員が欠席される中で委員会が開催されたものであり、かつ、専決処分の承認という形で議会に提出されたものである。今後は、議決機関としての議会の役割を軽視することがないように、適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致承認

○「議案第112号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 五反田川放水路整備事業費に係る補正予算の内訳について**

頂版の撤去費用として約1億4,500万円、撤去に係る補強壁の築造費用として約1,300万円、支保工に要する費用として約1億3,200万円、頂版

の設置費用として約4,000万円の合計3億3,000万円を計上している。

**\* 本事業への国庫補助金等の充当について**

本来、頂版の設置工事は補助事業として国庫補助金等の対象となるものであるが、本件は設計の誤りに起因し、設置のみならず撤去等の費用も含め設計者の負担となることから、国庫補助金等の充当の対象外となった。五反田川放水路整備事業における本工事を除いた部分は、大規模特定河川事業として国、県、市それぞれ3分の1ずつの負担となる。

**\* 弁償金の支払予定時期について**

設計者は瑕疵を認めており、費用負担に関する合意は得られているが、支払が行われる時期については、工事に要する金額の確定以降となるものと認識している。

**\* 補助の実施に伴う町内会・自治会以外の団体との公平性について**

町内会・自治会は地域コミュニティの中核を担う組織であることから、今回の補助の対象となるものであり、その他の団体については、実施主体を限定しない事業提案型の補助金等により、一定程度対応がなされるものと認識している。

**\* 公益性を踏まえた補助対象事業の選定について**

補助対象事業については、今後策定される要綱により明確化されるものと認識している。

**\* 本事業の次年度以降の予算措置に関する考えについて**

予算額については精査するものの、本事業は時限的に実施するものではないため、次年度以降も継続するものと認識している。

**\* 余剰金や繰越金が出た際の補助金の支出について**

詳細については事業所管局と調整することとなるが、本事業は町内会・自治会が行った補助対象事業に対して2分の1の補助を行うという考え方である。

**\* 後払い方式を採用した制度設計に対する考えについて**

現在は制度の立ち上げ段階であることから、可能な限り簡素な制度とする必要があるため、後払い方式を採用したものと認識している。今後、制度を運用していく中で、より適切な制度設計について検証していきたいと考えている。

**\* 消費税が発生する取引の事例について**

通常、商取引等を行う都度、消費税は発生するものであるが、地方公共団体が行う取引の中には、消費税の対象とならない取引も一定程度存在するものと認識している。

**\* 町内会・自治会に対する支出の位置付けの相違について**

市政だよりの配布謝礼を、「配布の対価」として支払うべきとする総務企画局長の過去の答弁については認識をしていなかった。今後、調整していきたいと考えている。

**\* 公益財団法人川崎市市民自治財団を通じた補助金交付の制度設計に関する考えについて**

今回の補助金については、コロナ禍で住民活動に活力がないことを踏まえ、個々の町内会・自治会に可能な限り直接的な支援を行うという視点で制度設計が

なされたものであると認識している。本事業費の補正予算への計上に当たっては、他の補助金との重複の有無について確認は行ったものの、財団を通じた補助金の支給に関する議論等は行われなかった。

**\* 厳しい財政状況を踏まえた中での予算査定の考えについて**

厳しい財政状況下では、限られた財源で最大限の効果が発揮されることが必要であると認識している。今後、最善な執行方法について、事業所管局と協議、調整を行いたいと考えている。

**\* 東京オリンピック・パラリンピックに関する事業における本庁と区役所との予算額の差異に対する考えについて**

令和3年度当初予算には、東京オリンピック・パラリンピック関係経費として市民文化局に約2億円が計上されている。本予算の中で、民間事業者に委託して市民文化局で執行する分と、配当替えを行い、各区役所において執行する分とに区分けがされているものと認識している。各区役所が事業執行を行う中で予算不足等が発生した際は、財政局としても追加の予算措置等を通じて対応を行う予定である。

**\* 民間委託による事業に係る費用対効果の検証がなされないことへの対応について**

適切な予算執行がなされるよう、市民文化局と区役所の連携等を含め、財政局としても注視していきたい。

**\* 新型コロナウイルスワクチン接種予約管理・案内業務委託の内訳について**

株式会社NTTネクシアとの間で、4月1日から9月30日までを期間とした8億7,300万円の委託契約が締結されている。

**\* 当初契約の事業執行時の課題解消に向けた変更契約の際の品質向上の確保に関する考えについて**

当初、予約コールセンターでは想定を超えたアクセスの集中により、混乱が生じること等の課題があったものと認識している。本補正予算に係る変更契約により、オペレーターの増員等が行われるため、品質が向上され、改善がなされるものと認識している。

**\* 当初契約におけるコールセンターへのアクセス数の増加に係る対応について**

想定の入電数の5%以内の増加であれば柔軟に対応できる仕様となっていたが、想定を超える入電数となったため、変更契約に至ったものと認識している。

**\* マイナンバーカードの交付残枚数の把握状況を含めた事業所管局からの当該事務に関する財政局への報告内容について**

マイナンバーカードの交付残枚数については、代表質問の答弁に用いられたJ-LISの数値と、各区役所からの報告書を集計した件数に乖離があったこと等の報告を受けている。今後、交付残実数に関する調査を行った後、8月を目途に文教委員会への報告を検討していると聞いている。

**\* マイナンバーカードの交付体制強化に係る人員配置について**

会計年度任用職員として、区役所へは18人、マイナンバーカードセンターへは24人が新たに配置される。また、コールセンターの増員分等についても、本補正予算には計上されている。

\* 補正予算に関連する事務の不適正な事務執行に対する財政局の考えについて

交付残枚数のそご、区役所との連携等の課題については、一義的には市民文化局において適切に対応がなされるべきものであると考えるが、財政局としても関わり、情報共有を行い、市全体として適切な事務執行がなされるよう対応していく。

《意見》

\* 五反田川放水路整備事業費について、工事に要する金額の精査を適切に行ってほしい。

\* 住民組織関係事業費について、今後、事業が開始された際には様々な課題が生じると思われるため、次年度以降も含め、金額の精査を適切に行ってほしい。また、補助金の支給方法等の制度についても同様に、町内会・自治会及び市の窓口である区役所地域振興課の負担を考慮すると、できるだけ簡素なものとする必要があるため、今後の状況を注視し、適切に対応してほしい。

\* 市政だよりの配布謝礼については、「配布の対価」として支払うべき性格であるとする総務企画局長答弁があり、「配布の対価」とする位置付けであれば、消費税が発生する取引に該当すると考えられる。この答弁は、他の町内会・自治会への支出に対する考え方と異なり、市の中で取扱いに差異が生じているため、過去の答弁の修正、確認も含め、財政局から関係局に対し、しっかりと協議するよう要請してほしい。

\* 厳しい財政状況下を踏まえ、補正予算への事業費の計上に当たっては、重複する事業の有無、既存の要綱等の中での対応の可否等、事業所管局が事業内容の精査を行い、正確な説明が財政局になされた上での査定等を通じて行われるよう、適切に対応してほしい。

\* オリンピック・パラリンピック推進室が執行する事業は、委託による高額な事業執行が多い中で、委託の費用対効果に関する検証が疑わしいものが多々見受けられる。その一方、各区役所におけるオリンピック・パラリンピック関連事業は予算が少ない中で行われるものもあることなど、本庁と区役所とで予算に関する取扱いに差が生じている状況があるものと思われる。予算を管理する財政局として、事業局の予算執行が適切になされるよう、対応してほしい。

\* 新型コロナウイルスワクチンコールセンターについて、当初契約は半年間で8億7,300万円もの多額の金額が計上されたものの、想定を上回るアクセス等によりこの度の混乱が生じたことについては想定が甘かったと言わざるを得ず、この間、適切な事業執行がなされていたとは言い難い。本補正予算は、現契約に対する追加の契約という形で事業費が計上され、現行の事業者が引き続き事業を担うものであるが、今後は混乱が解消され、市民サービスが適切になされるよう、財政局も注視の上、適切に対応してほしい。

\* マイナンバーカードの交付体制強化に係る会計年度任用職員の新規配置については、経験のある職員による研修等を通じて適切に事業執行がなされるよう、対応してほしい。

\* マイナンバーカードの交付体制強化に係る事業費は全額国費で賄われるものの、

原資は税金であることに変わりないため、現行の事業者に事業を委託することで経費縮減につながるという代表質問での答弁を踏まえ、効果額については財政局としても適切に把握してほしい。

- \* マイナンバーカードの交付残枚数については、本議案の審査に関わる内容であるため、代表質問を通じて市民文化局に確認した。本来であれば、各区役所と調整し、明確な数値の裏付けを取った上で答弁すべきものであるはずだが、本庁と各区役所との連携不足等により、交付残枚数に乖離が発生している状況であった。今後はこのようなことがないように、厳に改めてほしい。本件はワクチン接種同様、市民の関心が高く、交付に関する苦情等も日々届いている。補正予算を所管する立場として、事業局から要求される金額等については十分に精査し、事業局に適正な事務執行を促すこと等、厳しい態度で臨み、市民サービスの向上に資するものとなるよう、財政局としても適切に対応してほしい。
- \* 本補正予算には、個人情報保護の観点から反対の立場であるマイナンバーカードに関する事業費や、中止を主張している東京オリンピック関連の事業費も含まれているが、現在最も必要なワクチン接種に関する事業費が本補正予算の中心であるため、議案全体としては賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決